

令和5年度第1回水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会次第

日 時 令和5年8月29日(火)

午後3時30分から

場 所 水戸市役所本庁舎4階 中会議室4

1 開 会

2 あいさつ

3 議事

- (1) 水戸市障害者計画(第4次)策定基本方針について
- (2) 水戸市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定基本方針について
- (3) 市民アンケート調査について
- (4) 総量規制について
- (5) その他

4 閉 会

水戸市障害者計画（第4次）策定基本方針

1 計画策定の趣旨

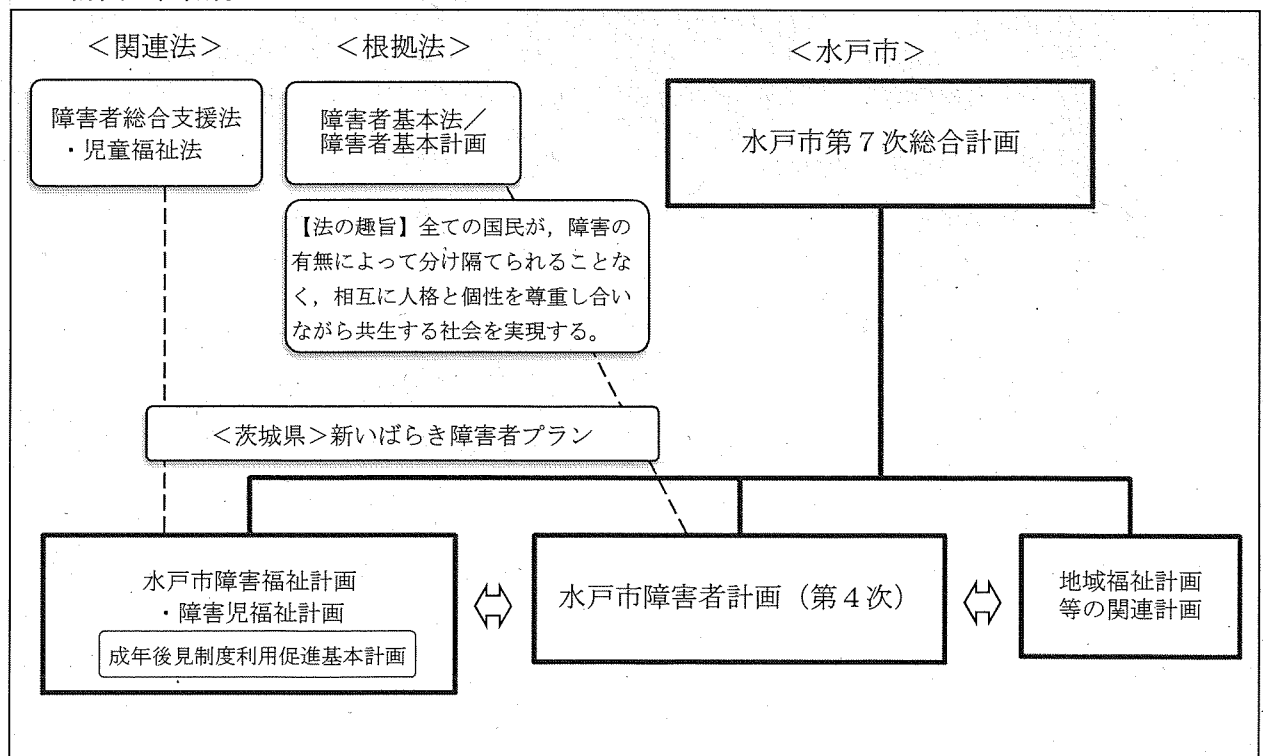
国においては、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者基本法に基づき、障害者基本計画を策定し、障害者施策の基本的な方向を定めています。また、東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承、新型コロナウイルス感染症の拡大、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組の推進など、社会情勢の変化を踏まえながら、2023年（令和5年）3月に障害者基本計画（第5次）を策定したところです。

本市においても、「障害者が笑顔で安心して暮らせるまち・水戸」の実現に向け、水戸市第6次総合計画－みと魁プラン－、水戸市障害者福祉計画（第3次）（※）及び水戸市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画等の関連計画に基づき、障害者施策を総合的に推進しております。

国の動向や社会情勢の変化、市民の意向、SDGsの理念等を踏まえるとともに、新たに策定している水戸市第7次総合計画や関連計画との整合を図りながら、障害者施策を総合的に推進するため、水戸市障害者計画（第4次）（※）を策定するものです。

※障害者基本法に定める「市町村障害者計画」との整合を図るため、計画の名称を「障害者福祉計画」から「障害者計画」に変更します。

<計画の位置付け>



2 計画策定の基本的姿勢

国の障害者基本計画（第5次）における障害者施策の基本的な方向を踏まえ、障害者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らすことができ、また、あらゆる分野の活動に参加できる社会の実現を目指し、次に掲げる事項を重点として、計画を策定します。

(1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供など、心のバリアフリーを推進するため、広報・啓発活動を展開し、事業者や市民の障害に対する理解を深めます。また、障害者虐待を防止するとともに、成年後見制度の利用を促進するなど、権利擁護に取り組みます。

(2) 安全・安心な生活環境の整備

地域で安全に安心して暮らせるよう、住環境や移動しやすい環境の整備、障害者に配慮したまちづくりの推進など、障害者の生活環境における社会的障壁の除去を進めます。また、災害発生時における、障害者に配慮した情報の提供や避難支援、福祉避難所の拡充のほか、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

(3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

必要な情報にアクセスできるよう、障害者に配慮した情報伝達を強化するとともに、円滑に意思表示やコミュニケーションができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成等を図ります。

(4) 保健・医療等の推進

障害者が身近な地域で必要な医療を受けられるよう、医療環境の充実を図ります。また、入院中の精神障害者が地域に円滑に移行できるよう、切れ目のない退院後の支援を推進します。

(5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害者の本人の自己決定を尊重する観点から、必要な意思決定支援を行うとともに、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築します。また、日常生活及び社会生活を営めるよう、在宅サービスの充実、サービスの質の向上等に取り組みます。

(6) 教育の振興

障害の有無によって分け隔てられることなく、共に教育を受けることのできるインクルーシブ教育を推進します。また、学校の教育活動を通じて、障害に対する理解を促進するとともに、障害児に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備を進めます。

(7) 雇用・就業，経済的自立の支援

障害の特性に応じた一般就労を支援するほか，一般就労が困難な障害者の工賃向上に努めます。さらに，福祉手当の支給など障害者の経済的自立を支援します。

(8) 芸術文化活動・スポーツ等の促進

障害者の生活を豊かにするとともに，自立と社会参加を促進するため，芸術文化に関する取組を支援します。また，レクリエーション活動を通じて，障害者の体力の増強や交流，余暇の充実を図ります。さらに，誰もが障害者スポーツに親しめる機会を通じて，障害への理解を促進します。

3 計画の構成及び期間

(1) 計画の構成

本市の課題やこれまでの取組状況，調査結果，重点化を図る項目等を踏まえ，目指す姿，基本方針及び基本施策，目標指標を定めます。

(2) 計画の期間

2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

4 計画策定の体制等

計画の策定に当たっては，積極的な市民参加を図るとともに，計画の内容がさまざまな分野にわたることから，次の組織において計画づくりを進めます。

(1) 市民参加

ア 水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会

社会福祉事業従事者，学識経験者，市議会議員及び公募委員などで構成する水戸市社会福祉審議会（障害福祉専門分科会）を開催し，計画内容等の調査審議を行います。

イ 市民アンケート調査の実施

障害者やその家族の実態や要望，関係施設職員の障害者施策に対する意見・要望，事業者の意向，市民及びボランティアの福祉に対する意識等を把握し，計画改定のため基礎資料を作成します。

ウ 障害者団体等へのヒアリング

水戸市障害者（児）福祉団体連合会に加盟する各団体，障害福祉施設及び地域自立支援協議会に対してヒアリングを行い，障害者やその家族等の要望や意向などの把握に努め，計画に反映します。

エ 意見公募手続

広く市民の意見を計画に反映させるため、意見公募手続を実施します。

(2) 庁内組織

ア 庁議，政策会議

庁議は，計画（案）に係る重要事項について審議し，計画を決定します。

政策会議は，意見公募手続にかける計画（素案）を決定します。

イ 水戸市障害者計画庁内検討委員会

関係課長等で構成する水戸市障害者計画庁内検討委員会は，計画（素案）及び計画（案）の策定作業を行います。

5 策定スケジュール

別紙のとおり

令和5年度													令和6年度						
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
・(仮称)水戸市障害者計画(第4次)	計画案作成(意見公募等を踏まえた調整)																		
	策定基本方針の作成																		
庁内組織	政策会議等(基本方針決定)																		
	第1回検討会議																		
障害福祉専門審議会	第2回検討会議																		
	第1回専門分科会																		
基礎調査)	第2回専門分科会																		
	第3回専門分科会																		
団体等ヒアリング	第4回専門分科会																		
	アンケート調査																		
意見公募手続	ヒアリング																		
	意見公募 広報																		

水戸市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定基本方針

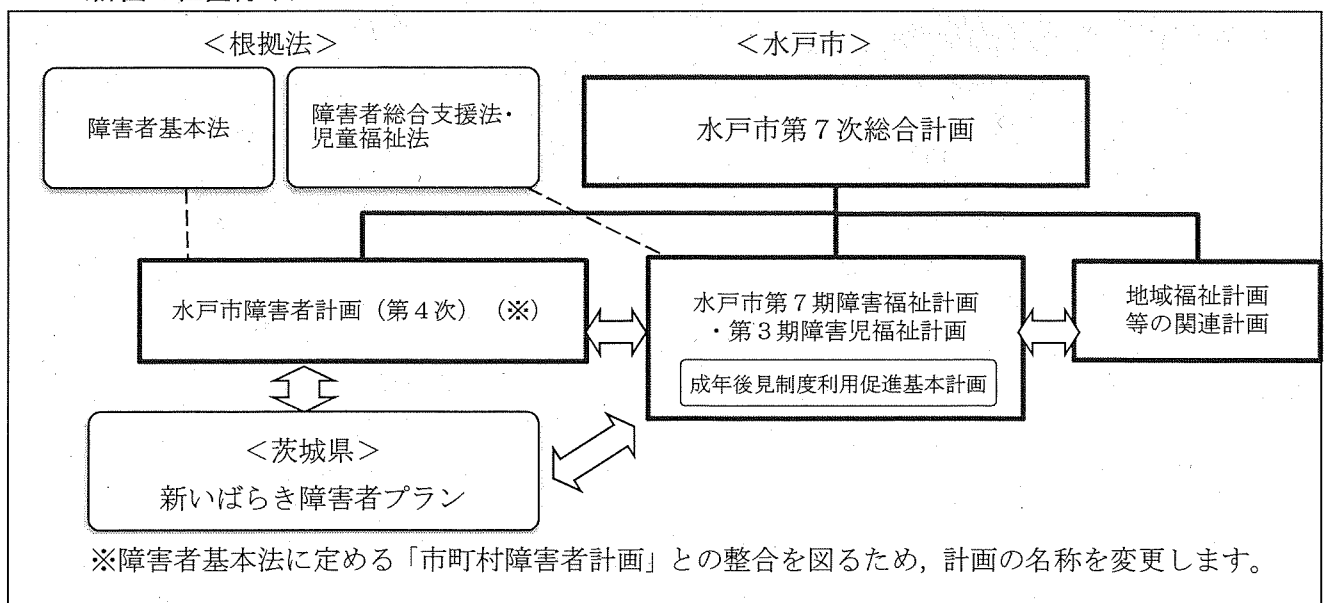
1 計画策定の趣旨

国においては、障害者及び障害児（以下「障害者」という。）の福祉の増進を図ることなどを目的とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」及びすべての児童の心身の健やかな成長、発達や自立の保障を理念とする「児童福祉法」等関連法を制定し、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指しております。

本市においても、「障害者が笑顔で安心して暮らせるまち・水戸」の実現に向け、水戸市第6次総合計画－みと魁プラン－や障害者施策の基本指針である水戸市障害者福祉計画（第3次）（※）、地域共生社会実現に向けた福祉分野の横断的な計画である水戸市地域福祉計画（第3次）等の関連計画に基づき、各種障害者施策を総合的に推進しております。水戸市障害福祉計画・障害児福祉計画については、3年ごとに見直しており、現行計画の最終年次を迎えることから、国の動向や社会情勢の変化、市民の意向、SDGsの理念等を踏まえるとともに、新たに策定している水戸市第7次総合計画や関連計画と整合を図りながら、障害者への支援を計画的に推進するため、水戸市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定するものです。

また、知的障害その他の精神上的の障害のある方の権利擁護を目的とする成年後見制度の利用を促進するため、国の「第2期成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して市町村が定める「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を内包するものとします。

<計画の位置付け>



2 計画策定の基本的姿勢

障害者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせるよう、ニーズに応じたきめ細やかな支援を充実するとともに、障害の有無にかかわらず、互いに人格や個性が尊重される社会の実現を目指し、次に掲げる事項を重点として、計画を策定します。

(1) 安心して地域生活をおくるための障害福祉サービス等の充実

障害者が地域で安心して暮らせるよう、個々の障害の状態に応じた、障害福祉サービスの支給量を適切に見込み、持続的な提供体制の確保を図ります。さらに、これらのサービスの質の向上に取り組みます。

(2) 発達段階に応じた障害児通所支援等の充実

障害児が発達段階に応じた支援を受けられるよう、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援及び指定障害児相談支援を推進するとともに、医療的ケアを必要とする児童への支援の充実を図ります。あわせて、事業所において利用者の安全確保に取り組むなど、安心して生活できる環境づくりを進めます。

(3) 地域生活を支えるきめ細かな支援の充実

障害者が地域社会の一員として暮らしていけるよう、ニーズにきめ細かに応じた、地域生活支援事業の拡充や基幹相談支援センターを中核とする相談支援体制の充実・強化を図ります。

また、ノーマライゼーションの理念のもと、障害者に対する理解や社会参加の促進、虐待の防止、差別解消に向けた取組、成年後見制度の利用促進など、障害者の権利擁護を進めます。

3 計画の構成及び期間

(1) 計画の構成

本市の課題やこれまでの取組状況、調査結果、重点化を図る項目等を踏まえ、目指す姿及び施策の基本的方向、目標指標(数値目標)を定めます。

(2) 計画の期間

2024(令和6)年度から2026(令和8)年度までの3か年とします。

4 計画策定の体制等

計画の策定に当たっては、積極的な市民参加を図るとともに、計画の内容がさまざまな分野にわたることから、次の組織において計画づくりを進めます。

(1) 市民参加

ア 水戸市社会福祉審議会（障害福祉専門分科会）

社会福祉事業従事者，学識経験者，市議会議員及び公募委員などで構成する水戸市社会福祉審議会（障害福祉専門分科会）を開催し，計画内容等の調査審議を行います。

イ 障害者団体等へのヒアリング

水戸市障害者（児）福祉団体連合会に加盟する各団体，障害福祉施設及び地域自立支援協議会に対してヒアリングを行い，障害者やその家族等の要望や意向などの把握に努め，計画に反映します。

ウ 意見公募手続

広く市民の意見を計画に反映させるため，意見公募手続を実施します。

(2) 庁内組織

ア 庁議，政策会議

庁議は，計画（案）に係る重要事項について審議し，計画を決定します。

政策会議は，意見公募手続にかける計画（素案）を決定します。

イ 水戸市障害福祉計画等庁内検討委員会

関係課長等で構成する水戸市障害福祉計画等庁内検討委員会は，計画（素案）及び計画（案）の策定作業を行います。

5 策定スケジュール

別紙のとおり

令和5年度

市民アンケート調査について

１ 市民アンケート調査の趣旨

障害者やその家族の実態や要望、関係施設職員の障害者施策に対する意見・要望、事業者の意向、市民及びボランティアの福祉に対する意識等を把握し、計画改定の基礎資料とする。

２ 市民アンケート調査の概要

ア 調査対象者

対 象 者	本 人	家 族
障害者手帳等を所持する市民	2,500 人	2,500 人
一般市民	1,300 人	
障害福祉サービス事業所職員	100 人	
障害福祉サービス事業者	200 事業者程度	

イ 抽出方法

調査対象者の抽出は、住民基本台帳から無作為抽出

ウ 調査実施方法

郵送もしくはインターネット回答

エ 設問数 回答者の基本属性を含め、下表のとおり。

対 象 者	本 人	家 族
障害者手帳等を所持する市民	20～30 問程度。 (A 4 判で 12～16 ページ程度。)	10 問程度。 (A 4 判で 4 ページ程度。)
一般市民	15～20 問程度。	
障害福祉サービス事業所職員	(A 4 判で 6～	
障害福祉サービス事業者	8 ページ程度。)	

３ 市民アンケート調査票（案）について

別添のとおり

み と し しょうがいしゃけいかくかいてい
水戸市障害者計画改定のためのアンケート
きょうりよく ねが
ご協力のお願い

あいさつ文

れいわ ねん がつ
令和5年●月

(仮) ネット回答を併用を
想定したものです

み と しちょう たかはし やすし
水戸市長 高橋 靖

かいとうほうほう えら かいとう
回答方法は2つあります。どちらかを選んで回答してください。

ちようさひよう きにゆう かいとう
①調査票に記入して回答

ちようさひよう きにゆう お
調査票の記入が終わりましたら、
どうふう へんしんようふうとう い
同封の返信用封筒に入れて
どう
投かんしてください。

かいとう
②インターネットでの回答

右のQRコードを読み取るか、
URLにアクセスし、
かいとう はい
回答ページにお入りください。

QR
コード

【URL】https://*****

ちようさひよう へんそう ひつよう
調査票を返送する必要はありません。

かいとう れいわ ねん がつ にち ねが
アンケートの回答は、令和5年●月●日(●)までにお願いします。

と あ さき
～ お問い合わせ先 ～

み と し ふくし ぶしょうがいふくしか
水戸市福祉部障害福祉課

でんわ ふあつくす
電話 029(350)8053 FAX 029(221)4447

《 ご記入にあたってのお願い 》

- (1) 質問の内容に従い、あてはまる番号に○をつけてください。
- (2) 各質問において「その他」を選ばれた場合は、項目の右の()内にその内容を具体的に記入してください。
- (3) 質問によっては、回答していただくかたが限られる場合がありますので、矢印やことわり書きに注意してください。
- (4) お答えになりたくない項目については、無理にお答えくださる必要はありません。
- (5) この調査票の最後に、ご家族に回答していただく質問があります。

◆このアンケートの記入者はどなたですか。[1つに○]

1. あて名のご本人 [ご本人に聞き取りながら、代筆するものも含みます。]
2. ご家族 [ご本人の立場や気持ちになって記入してください。]
3. 施設や病院の職員 [ご本人の立場や気持ちになって記入してください。]
4. その他 ()

あなた（あて名のご本人）のことについて、うかがいます。

【アンケートを統計的に処理するために必要なものです。】

問1 あなたの性別をお答えください。[1つに○]

- | | | |
|-------|-------|--------------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. その他・回答しない |
|-------|-------|--------------|

問2 あなたの年齢（令和5年●月●日現在）をお答えください。[1つに○]

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1. 0～6歳 | 5. 19～22歳 | 9. 50～59歳 |
| 2. 7～12歳 | 6. 23～29歳 | 10. 60～64歳 |
| 3. 12～15歳 | 7. 30～39歳 | 11. 65～74歳 |
| 4. 16～18歳 | 8. 40～49歳 | 12. 75歳以上 |

問3 次のような手帳をもっていますか。お手持ちの手帳をご覧になり、等級もお答えください。[あてはまるものすべてに○]

1. 身体障害者手帳

2. 療育手帳

3. 精神障害者
保健福祉手帳

4. 手帳は
もっていない

①等級は [1つに○]

1. 1級
2. 2級
3. 3級
4. 4級
5. 5級
6. 6級

②程度は [1つに○]

1. ①
2. A
3. B
4. C

③等級は [1つに○]

1. 1級
2. 2級
3. 3級

すべての方にお聞きします。

問4 主な障害（最も重い障害）はどのようなことですか。[1つに○]

1. 視覚障害

2. 聴覚障害・平衡機能障害

3. 音声・言語・そしゃく機能障害

4. 肢体不自由

5. 内部障害（心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能、
肝臓などに障害がある）

6. 知的障害

7. 精神障害（発達障害を含む）

8. その他（ ）

とい つぎ
問5 次のいずれかにあてはまりますか。[あてはまるものすべてに○]

1. 介護保険の要支援や要介護の認定を受けている
2. 難病（特定疾患）認定を受けている
3. 発達障害（広汎性発達障害、アスペルガー障害など）がある
4. 高次脳機能障害がある
5. 医療的ケア（痰の吸引や経管栄養など）を受けている
6. あてはまるものはない

とい しょうがいねんきん
問6 障害年金を受けていますか。[1つに○]

1. 受けている
2. 受けていない

そうだん じょうほう
相談や情報などについてうかがいます。

とい こま ふあん みぢか そうだん あいて
問7 困ったり不安になったりしたときに、身近に相談できる相手がありますか。

[1つに○]

1. いる
2. いない

とい なや こま そうだん あいて だれ おも いない
問8 悩みや困ったことを相談する相手は誰ですか。[主なものを3つ以内で○]

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1. 家族 | 11. 保健所の職員 |
| 2. 親戚 | 12. 相談機関の相談員 |
| 3. 友人・知人 | 13. 福祉施設の職員 |
| 4. 職場の人 | 14. 社会福祉協議会 |
| 5. 学校の先生 | 15. 新聞・テレビ・ラジオ |
| 6. 民生委員・児童委員 | 16. インターネット |
| 7. 障害者や難病者の団体など | 17. 相談する人がいない |
| 8. 医師、看護師、病院のケースワーカー | 18. 相談する必要はない |
| 9. 市役所のケースワーカーなど | 19. どこに相談したらよいかわからない |
| 10. 保健センターの保健師 | 20. その他（ ） |

問9 福祉や医療に関する情報を得ているのはどちらからですか。

[主なものを3つ以内で○]

- | | |
|---|--|
| 1. 家族
<small>かぞく</small> | 11. 保健所の職員
<small>ほけんじょ しよくいん</small> |
| 2. 親戚
<small>しんせき</small> | 12. 相談機関の相談員
<small>そうだんきかん そうだんいん</small> |
| 3. 友人・知人
<small>ゆうじん ちじん</small> | 13. 福祉施設の職員
<small>ふくししせつ しよくいん</small> |
| 4. 職場の人
<small>しよくば ひと</small> | 14. 社会福祉協議会
<small>しゃかいふくしきょうぎかい</small> |
| 5. 学校の先生
<small>がっこう せんせい</small> | 15. 新聞・テレビ・ラジオ
<small>しんぶん</small> |
| 6. 民生委員・児童委員
<small>みんせいいいん じどういいん</small> | 16. 市の広報紙「広報みと」
<small>し こうほうし こうほう</small> |
| 7. 障害者や難病患者的団体など
<small>しょうがいしゃ なんびょうかんじゃ だんたい</small> | 17. 市のホームページ
<small>し</small> |
| 8. 医師、看護師、病院のケースワーカー
<small>いし かんごし びょういん</small> | 18. インターネット
<small>ひつよう じょうほう</small> |
| 9. 市役所のケースワーカーなど
<small>しやくしよ</small> | 19. 必要な情報はない
<small>ひつよう じょうほう</small> |
| 10. 保健センターの保健師
<small>ほけん ほけんし</small> | 20. その他（
<small>た</small> ） |

問10 福祉に関する情報の入手について、困っていることはありますか。

[あてはまるものすべてに○]

- どこに情報があるかわからない
じょうほう
- 情報の内容がむずかしい
じょうほう ないよう
- 点字版、録音テープ、音声コードなどによる情報提供が少ない
てんじばん ろくおん おんせい じょうほうていきょう すく
- パソコン・スマホなどの使い方がわからないため、インターネットが利用できない
つか かた りよう
- パソコン・スマホなどを持っていないため、インターネットが利用できない
も りよう
- その他（
た）
- 特に困っていない
とく こま

おも にっちゅうかつどう

主な日中活動のことについてうかがいます。

とい へいじつ ひるま おも なに す
 問11 平日の昼間は、主にどこで（何をして）過ごしていますか。[1つに○]

1. 保育園・幼稚園・こども園・障害児通所施設・学校・
 だいがく かよ
 大学などに通っている → とい 問12へ
2. 一般の企業などで働いている（在宅勤務・自営・パート・内職を含む）
 いっぱん きぎょう はたら ざいたくきんむ じえい ないしよく ふく → とい 問13と14へ
3. 就労移行支援・就労継続支援などの福祉的就労で働いている
 しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞくしえん ふくしてきしゅうろう はたら
4. 障害福祉サービス事業所などに生活介護や自立訓練のために通っている
 しょうがいふくし じぎょうしょ せいかつかいご じりつくんれん かよ
5. 病院に入院している
 びょういん にゅういん
6. 入所施設で過ごしている
 にゅうしよしせつ す
7. 病院や診療所のデイケアに通っている
 びょういん しんりようじょ かよ
8. 趣味の活動（習い事・スポーツ活動・創作的な活動）をする場所に通っている
 しゅみ かつどう なら ごと かつどう そうさくてき かつどう ばしよ かよ
9. 同じ障害を持つ仲間と集まっている（自助グループに参加している）
 おな しょうがい も なかま あつ じじょ さんか
10. 主に自宅にいる → とい 問15へ
 おも じたく
11. その他（ ）
 た

とい えら かた えん がっこう かよ かた
 問11で「1」を選んだ方（園や学校に通っている方）

とい えん がっこう とく こま
 問12 園や学校のことなどで、特に困ることはありますか。[あてはまるものすべてに○]

1. 付き添いがないと通えない
 つ そ かよ
2. 園や学校などの設備が障がいや病気に十分配慮されていない
 えん がっこう せつび しょう びょうぎ じゅうぶんはいりょ
3. 障がいに対応できる園や学校、通所施設がない
 しょう たいおう えん がっこう つうしよしせつ
4. 障がいや病気のない子どもや友人と一緒に学んだり遊んだりする機会が少ない
 しょう びょうぎ こ ゆうじん いっしょ まな あそ きかい すく
5. 周りの子どもや友人に障がいや病気が理解されない
 まわ こ ゆうじん しょう びょうぎ りかい
6. 先生の理解や配慮が足りない
 せんせい りかい はいりょ た
7. 他の保護者の理解が足りない
 た ほごしゃ りかい た
8. 放課後や長期休暇などの過ごし方が難しい
 ほうかご ちようききゅうか す かた おず
9. 進学や進路などについての情報が足りない
 しながく しんろ じょうほう た
10. その他（ ）
 た
11. 特に困っていることはない
 とく こま

問11で「2」または「3」を選んだ方（働いている方）

問13 1か月あたりの給料はどれくらいですか。[1つに○]

- | | |
|--------------|----------------|
| 1. 1万円未満 | 5. 5万円～10万円未満 |
| 2. 1万円～2万円未満 | 6. 10万円～20万円未満 |
| 3. 2万円～3万円未満 | 7. 20万円以上 |
| 4. 3万円～5万円未満 | 8. わからない |

問14 障害のある方が働くために、必要と思われるものは何ですか。
[主なものを3つ以内で○]

1. 自分に合う仕事の紹介や、相談ができる場所
2. 仕事の仕方や技術を身に付けるために訓練をする場所
3. 職場で手助けしてくれるジョブコーチの配置
4. 健康状態に合わせた働き方ができること
5. 事業主や職場の人が障害について理解していること
6. 自宅の近くに働く場所があること
7. 仕事上の悩みを相談できる場所があること
8. 就労の場としての福祉施設（仕事をしに行く福祉施設）があること
9. その他（ ）

問11で「10」を選んだ方（自宅にいる方）

問15 今後（将来）、どのように過ごしたいと思いますか。[1つに○]

1. 学校などに通いたい
2. 一般企業などで働きたい
3. 自立のための訓練や仕事に就くための訓練を受けたい
4. 就労継続支援A型・B型事業所に通いたい
5. 生活介護事業所やデイサービス、地域活動支援センターに通いたい
6. 地域のサークルや習い事をして過ごしたい
7. 今の生活を続けたい
8. その他（ ）

すべての方にお聞きします。

障害福祉サービスなどについてうかがいます。

問16 あなたは現在、「障害福祉サービス」または「障害児通所支援」を利用していますか。（介護保険制度の利用を除く）[1つに○]

1. 利用している

2. 利用していない → 問21へ

障害福祉サービス等を利用している方（介護保険制度の利用を除く）

問17 現在利用している障害福祉サービス等は何ですか。[あてはまるものすべてに○]

1. ホームヘルパー（居宅介護、重度訪問介護）
2. 外出のためのヘルパー（同行援護、行動援護）
3. ショートステイ（短期入所、宿泊を伴う一時預かり）
4. 日中一時支援事業（日中のみの一時預かり）
5. グループホーム・ケアホーム
6. 仕事を中心とした通所サービス（就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）
7. 訓練を中心とした通所サービス（機能訓練、生活訓練）
8. 創作活動や介護を中心とした通所サービス（生活介護）
9. 福祉施設に入所している
10. 仕事や創作活動、相談などを行う地域活動支援センター
11. 障害児のための通所サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）
12. 障害児のための入所施設
13. 相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援）
14. その他（ ）

問18 満足とを感じる点はどのようなことですか。〔あてはまるものすべてに○〕

1. サービスを選ぶことができる
2. 安心して生活できるようになった
3. サービスについて意見や要望を言える
4. 家族などの介護の負担が減った
5. 精神的に楽になった
6. 家族に対する気兼ねが減った
7. 外出の機会が増えた
8. 人と話す機会が増えた
9. 自分で身の回りのことをしようとする意欲が出てきた
10. 自分で身の回りのことができるようになった
11. 体調が良くなった
12. わからない
13. その他（ ）

問19 不満とを感じる点はどのようなことですか。〔あてはまるものすべてに○〕

1. 土・日曜日・祝日に利用できない
2. 自己負担が重い
3. 介助や訓練など時間が守られない（遅れる、早く切り上げるなど）
4. 介助の仕方がおぼつかなくて、危なっかしい
5. 介助や訓練内容や方法などについて、希望を聞き入れてくれない
6. 職員の態度や言葉づかいなどが悪い
7. 利用者の人権やプライバシーに対する配慮が足りない
8. 食事の内容に不満がある（メニューや食事のあたたかさなど）
9. 施設の建物や設備に不満がある
10. 施設のある場所が遠く、交通の便が悪い
11. その他（ ）

問20 全体として、障害福祉サービス等について満足していますか。〔1つに○〕

- | | | |
|-------|-------|--------------|
| 1. 満足 | 2. 不満 | 3. どちらともいえない |
|-------|-------|--------------|

すべての方にお聞きします。

健康や医療についてうかがいます。

問21 あなたの健康状態はいかがですか。[1つに○]

- | | |
|-----------|--------------|
| 1. 健康である | 4. 入院したことがある |
| 2. 通院している | 5. その他（ ） |
| 3. 入院している | |

問22 病院には、患者や家族が抱える問題の解決や調整のために、福祉の立場から支援してくれるケースワーカーがいる場合があります。あなたは、相談したことがありますか。[1つに○]

1. ある 2. ない

「2. (相談したことが) ない」方

問23 相談したことがないのは、なぜですか。[1つに○]

1. 利用している病院にケースワーカーがいない
2. ケースワーカーがどこにいるのかわからない
3. 相談できるケースワーカーがいない
4. 相談する必要がない
5. ケースワーカーが何かわからない
6. その他（ ）

すべての方にお聞きします。

問24 あなたが利用する医療機関は、障害がある方への工夫や配慮がされていますか。
[1つに○]

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1. 十分配慮されている | 4. あまり配慮されていない |
| 2. やや配慮されている | 5. まったく配慮されていない |
| 3. 普通 | 6. わからない |

す
住まいについてうかがいます。

とい 問25 あなたの^すお住まいはどれですか。[1つに○]

1. 本人または家族の持ち家（マンションも含む）
ほんにん かぞく も いえ ふく
2. 民間の賃貸住宅・借家・アパート
みんかん ちんたいじゅうたく しゃくや
3. 県営・市営住宅、公社・公団の賃貸住宅
けんえい しえいじゅうたく こうしゃ こうだん ちんたいじゅうたく
4. 社宅・官舎・社員寮
しゃたく かんしゃ しゃいんりょう
5. グループホーム・ケアホーム
6. 福祉施設
ふくししせつ
7. 病院
びょういん
8. その他（^た ）

とい → 問26と27へ

とい 問25で「1」～「4」を選んだ方^{えら}

とい 問26 現在、一緒にお住まいのご家族はどなたですか。（あなたからみた関係でお答え^{かんけい こた}ください。）[あてはまるものすべてに○]

- | | |
|--------------------------------|-------------------------------|
| 1. ひとり暮らし ^ぐ | 7. 配偶者の親 ^{はいぐうしゃ おや} |
| 2. 父 ^{ちち} | 8. 兄弟姉妹 ^{きょうだいしまい} |
| 3. 母 ^{はは} | 9. 祖父母 ^{そふぼ} |
| 4. 配偶者・パートナー ^{はいぐうしゃ} | 10. 孫 ^{まご} |
| 5. 子ども ^こ | 11. その他（ ^た ） |
| 6. 子どもの配偶者 ^{こ はいぐうしゃ} | |

とい 問27 現在お住まいで困っていることは何ですか。[1つに○]^{なん}

- | | |
|-------------------------------|--|
| 1. 老朽化している ^{ろうきゅうか} | 6. 立ち退きを迫られている ^{た の せま} |
| 2. 日当たりが悪い ^{ひ あ わる} | 7. 設備が障害者向きではない ^{せつび しょうがいしゃ お} |
| 3. 騒音が激しい ^{そうおん はげ} | 8. 家賃が高い ^{やちん たか} |
| 4. 部屋が狭い ^{へや せま} | 9. 特に困っていることはない ^{とく こま} |
| 5. 自分の部屋がない ^{じぶん へや} | 10. その他（ ^た ） |

すべての^{かた}方^きにお聞きします。

問28 あなたが自立した生活を送るためには、住^{じゅう}宅^{たく}のことでどんな支援策^{しえんさく}があればよい^{おも}と思いますか。[1つに○]

1. 障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}が共^{きょう}同^{どう}で住^すめる住^{じゅう}宅^{たく}に入^{にゅう}居^{きょ}できること
2. 低^{てい}額^{がく}家^や賃^{ちん}の住^{じゅう}宅^{たく}に移^{うつ}れること
3. 公^{こう}営^{えい}住^{じゅう}宅^{たく}に優^{ゆう}先^{せん}的^{てき}に入^{にゅう}居^{きょ}できること
4. 住^{じゅう}宅^{たく}改^{かい}造^{ぞう}・増^{ぞう}築^{ちく}等^{とう}に対^{たい}する補^ほ助^{じょ}があること
5. 自^じ立^{りつ}した生^{せい}活^{かつ}は難^{むず}しいと思^{おも}う
6. 特^{とく}別^{べつ}な支^し援^{えん}策^{さく}は必^{ひつ}要^{よう}ない
7. わからない
8. その他（^た）

問29 あなたはどこでどのよう^くに暮^くらしたいですか。[1つに○]

1. 福^{ふく}祉^しサ-ビスを使^{つか}わず、自^じ宅^{たく}で家^か族^{ぞく}と暮^くらしたい
2. ヘルパーなどの福^{ふく}祉^しサ-ビスを利^り用^{よう}しながら自^じ宅^{たく}で家^か族^{ぞく}と暮^くらしたい
3. 福^{ふく}祉^しサ-ビスを使^{つか}わず、ひ^ぐと^り暮^くらしを^したい
4. ヘルパーなどの福^{ふく}祉^しサ-ビスを利^り用^{よう}しながら、ひ^ぐと^り暮^くらしを^したい
5. グル-プホームやケアホームで支^し援^{えん}を受^うけながら暮^くらしたい
6. 介^{かい}護^ご付^つきの施^し設^{せつ}で暮^くらしたい
7. 病^{びょう}院^{いん}に入^{にゅう}院^{いん}したい
8. 特^{とく}に考^{かん}えていない
9. その他（^た）

がいしゅつ よ か かつどう

外出や余暇活動についてうかがいます。

問30 あなたは、買い物、趣味、遊び、散歩などで家から外出されますか。（学校、病院、会社、施設に通うことは除きます）〔1つに○〕

1. 1人で外出する

2. ほとんど介助者と外出する

3. ほとんど外出しない

→ 問32へ

問31 外出する際の主な交通手段は何ですか。〔あてはまるものすべてに○〕

1. 徒歩

2. 自転車

3. 車椅子

4. 自家用車

5. タクシー

6. 電車、バス

7. その他（ ）

問30で「3」を選んだ方

問32 外出しない理由は何ですか。〔1つに○〕

1. 病弱だったり、病気のことが心配で外出できない

2. 外出したいとは思わない

3. 道路や施設が不備のため

4. 周囲の目が気になるから

5. 介助者がいない

6. 意思疎通がうまくいかない

7. その他（ ）

すべての方にお聞きします。

問33 通勤・通学や外出のとき、交通機関や道路、建物など不便に感じたり困ったりすることは何ですか。〔あてはまるものすべてに○〕

1. 電車やバスの利用が困難、または不便である（駅やバス停も含む）
2. 自家用車を利用するのに駐車場が不備、または少ない
3. 歩道が狭かったり障害物などがある
4. 公共施設のまわりなど、歩道に誘導ブロックがない
5. 建物に段差や階段が多く、誘導ブロックがない
6. エレベーターが無くて不自由
7. 利用できるトイレがない、または少ない
8. 音声による情報提供が少ない
9. 電光掲示板による情報提供が少ない
10. 特に不便に感じることや困ることはない
11. ほとんど家の外に出ることはない
12. その他（ ）

問34 次のような、友人や仲間とともに行う活動に参加していますか。

〔あてはまるものすべてに○〕

- | | |
|---------------------|--------------|
| 1. 趣味・教養などの文化・芸術活動 | 6. 友人や仲間との交流 |
| 2. スポーツ・レクリエーション活動 | 7. ボランティア活動 |
| 3. 祭りなどの地域行事 | 8. 参加していない |
| 4. まちづくりなど、地域のための活動 | 9. その他（ ） |
| 5. 障害者団体での活動 | |

問35 今後の生活の中で、もっと充実させたいことは何ですか。また新たに始めたいことはありますか。〔主なものを2つ以内で○〕

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1. 趣味・教養などの文化・芸術活動 | 6. 友人や仲間との交流 |
| 2. スポーツ・レクリエーション活動 | 7. ボランティア活動 |
| 3. 祭りなどの地域行事 | 8. 特にしたいことはない |
| 4. まちづくりなど、地域のための活動 | 9. その他（ ） |
| 5. 障害者団体での活動 | |

問36 地域や社会に積極的に参加できるようにするため、特に大切なことは何ですか。
 [主なものを2つ以内で○]

1. 参加しやすい機会、場所、仲間
2. 使いやすい施設整備
3. 移動困難な方に配慮した交通機関や道路の整備
4. 外出を支援する移送サービス
5. 地域社会の人が受け入れるような広報や福祉教育
6. 参加を支援するボランティアの育成
7. さまざまなメディアを通じた情報提供
8. 手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援
9. 人々の障害者に対する理解
10. 家族が積極的に社会に出すようにする
11. 障害者自身が積極性を持つ
12. その他（ ）
13. 特にない

ぼうさい
 防災についてうかがいます。

問37 あなたは、地震や洪水などの災害時に介助者がいなくても避難できますか。
 [1つに○]

1. 介助者がいなくても自分で避難できる
2. 声かけがあれば自分で避難できる
3. 避難するには介助者が1人必要
4. 避難するには介助者が2人以上必要
5. 避難することは考えていない
6. わからない
7. その他（ ）

問38 本市では、小・中学校や市民センターを指定避難所としていますが、何らかの特別な配慮を必要とする高齢者や障害のある方などのための二次的な避難所として、必要に応じて福祉避難所を開設することになっています。あなたは、福祉避難所をご存知ですか。[1つに○]

1. よく知っている
2. 聞いたことはあるが、福祉避難所の場所や避難の流れはわからない
3. 知らない、聞いたことがない

問39 災害に備えてどのようなことに力を入れてほしいと思いますか。

[あてはまるものすべてに○]

1. 防災に役立つ知識の普及
2. 緊急情報の提供
3. 障害のある方やお年寄りなど災害時要援護者に対する支援方法の普及
4. 災害時要援護者に関する情報の共有や地域の協力体制の確立
5. 避難訓練や救助訓練の実施
6. 避難場所・施設の環境整備
7. 安否を確認できる体制づくり
8. 被害や復旧に関する相談窓口
9. 特にない
10. その他（ ）

せいねんこうけんせいど

成年後見制度についてうかがいます。

せいねんこうけんせいど にんちしょう ちてきしょうがい せいしんしょうがい ものごと ほんだん のうりよく
 成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力
 じゅうぶん かと ほんにん けんり まも えんじょしゃ えら ほんにん ほうりつてき ほご
 が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に保護し、
 しえん せいど
 支援するための制度です。

とい せいねんこうけんせいど し
 問40 成年後見制度を知っていますか。[1つに○]

1. なまえ し ないよう
名前も知っているし、内容もわかる
2. なまえ し ないよう
名前は知っているが、内容はわからない
3. せいどめい ないよう し
制度名も内容も知らない

とい せいねんこうけんせいど りよう
問41 成年後見制度を利用していますか。[1つに○]

1. りよう
利用している
2. りよう りよう
利用していないが、利用したい
3. りよう りよう
利用したかったが、利用できなかった
4. りよう りよう おも
利用していないし、利用したいとも思っていない
5. わからない

ふくし

福祉のまちづくりについてうかがいます。

とい しょうがい さべつ う いや おも
 問42 あなたは、これまでに障害があるために差別を受けたり、嫌な思いをしたりして
 こま
 困ったことがありますか。[1つに○]

1. ある
2. ない

とい み まわ しょうがい りかい ふか かん
 問43 あなたの身の回りで、障害への理解は深まっていると感じますか。[1つに○]

1. ふか
かなり深まっている
2. ふか
まあまあ深まっている
3. どちらともいえない
4. ふか
あまり深まっていない
5. ふか
まったく深まっていない

問44 今後、力を^{とく}入れてほしい取り組みは何ですか。[主なものを3つ以内で○]

1. ホームヘルパーの派遣^{はけん}
2. 外出^{がいしゅつ}のためのヘルパーの派遣^{はけん}
3. 介護^{かいご}を行うための福祉施設^{ふくししせつ}の確保^{かくほ}
4. 機能訓練^{きののうくんれん}や生活訓練^{せいかつくんれん}の場の確保^{かくほ}
5. 入所施設^{にゅうしょしせつ}の整備^{せいび}
6. ボランティアの派遣^{はけん}
7. 相談支援^{そうだんしえん}
8. 障害者^{しょうがいしゃ}に関する理解^{りかい}を促す活動^{うながかつどう}
9. 通院^{つういん}のための交通費^{こうつうひ}などの助成^{じょせい}
10. 住宅^{じゅうたく}の家賃助成^{やちんじょせい}制度^{せいど}
11. 財産^{ざいさん}の管理^{かんり}など権利擁護^{けんりようご}のための制度^{せいど}
12. 訪問診療^{ほうもんしんりょう}や訪問看護^{ほうもんかんご}など
13. 食事^{しょくじ}を届けてくれるサービス^{とど}
14. デイケア^{せいび}の整備^{せいび}
15. ショートステイ^{いちじてき}（一時的^{にゅうしよ}に入所^{にゅうしよ}できるところ）
16. 福祉施設^{ふくししせつ}での就労^{しゅうろう}の場の確保^{かくほ}
17. 障害者^{しょうがいしゃ}が文化活動^{ぶんかかつどう}、スポーツ活動^{スポーツかつどう}ができるところ
18. グループホーム^{せいび}、ケアホーム^{せいび}の整備^{せいび}
19. 障害者^{しょうがいしゃ}が利用^{りよう}しやすい公^{こう}共^{きょう}施設^{しせつ}の整備^{せいび}
20. 仕事^{しごと}や創作活動^{そうさくかつどう}、相談^{そうだん}などを行う^{おこな}地域活動支援^{ちいきかつどうしえん}センター
21. 障害者^{しょうがいしゃ}同士の^{どうし}の^ばい^{せいび}こいの場の整備^{せいび}
22. 特^{とく}にない
23. その他^た（ ）

しょうがいしゃふくし しょうがいしゃ しょうがいしゃ しょうがいしゃ
障害者福祉^{しょうがいしゃふくし}についてのご意見^{いけん}、ご提案^{ていあん}などがありましたら、自由^{じゆう}にお書きください。

いじょう しつもん お しょうりよく
以上で質問は終わりです。ご協力^{きょうりよく}ありがとうございました。

ここからは、ご家族の方に回答をお願いします。

なお、同居しているご家族がいらない場合は記入する必要はありません。

問1 記入するのはどなたですか。あて名の方から見た関係でお答えください。

[1つに○]

1. 配偶者

2. 子

3. 孫

4. 親

5. 祖父母

6. その他（ ）

問2 あなたの年齢（令和5年●月●日現在）をお答えください。[1つに○]

1. 20歳未満

2. 20歳代

3. 30歳代

4. 40歳代

5. 50歳代

6. 60歳代

7. 70歳以上

問3 あなたは働いていますか。[1つに○]

1. 働いている

2. 働いていない

問4 あなたは困ったときに、家族や親戚以外で、主に誰に相談しますか。

[主なものを2つ以内で○]

1. 友人・知人

2. 職場の人

3. 学校の先生

4. 民生委員・児童委員

5. 障害者や難病患者の団体など

6. 医師、看護師、病院のケースワーカー

7. 市役所のケースワーカーなど

8. 保健センターの保健師

9. 保健所の職員

10. 相談機関の相談員

11. 福祉施設の職員

12. 社会福祉協議会

13. 相談する人がいない

14. 相談する必要はない

15. その他（ ）

問5 ^{とい}ご家族の方が^{かぞく かた かいご}介護をするうえで^{なや もんだい}悩みや問題がありますか。

[あてはまるものすべてに○]

1. ^{じぶん じかん}自分の時間がもてない
2. ^{しんたいてきひろう}身体的疲労が大きい
3. ^{せいしんてきひろう}精神的疲労が大きい
4. ^{すいみんぶそく}睡眠不足
5. ^{か じ いくじ ふたん}家事や育児への負担がかかる
6. ^{きんむ しごと こんなん しょう}勤務・仕事に困難が生じる
7. ^{がいしゅつ こんなん せいげん}外出が困難・制限される
8. ^{かいご しゅうしょく}介護のために就職できない
9. ^{けいざいてき ふたん おお}経済的な負担が大きい
10. ^{きんきゅうじ か かいご}緊急時などに代わりに介護をしてくれるところがない
11. ^{そうだん}相談するところがない
12. ^{とく}特にない
13. ^たその他（ ）

^{しょうがいしゃふくし}障害者福祉についての^{いけん}ご意見、^{ていあん}ご提案などがありましたら、^{じゆう か}自由にお書きください。

^{いじょう しつもん お}以上で質問は終わります。ご^{きょうりやく}協力ありがとうございました。

水戸市障害者計画改定のためのアンケート ご協力のお願い

あいさつ文

令和5年●月

(仮) インターネット回答併用を
想定したものです

水戸市長 高橋 靖

回答方法は2つあります。どちらかを選んで回答してください。

①調査票に記入して回答

調査票の記入が終わりましたら、
同封の返信用封筒に入れて
投かんしてください。

②インターネットでの回答

右のQRコードを読み取るか、
URLにアクセスし、
回答ページにお入りください。

QR
コード

【URL】https://*****

調査票を返送する必要はありません。

アンケートの回答は、令和5年●月●日(●)までにお願いします。

～ お問い合わせ先 ～

水戸市福祉部障害福祉課

電話 029(350)8053 FAX 029(221)4447

～ 記入についてのお願い ～

- (1) 必ずあて名の本人がお答えください。ご本人の記入が難しい場合は、ご本人に聞き取りながら、ご家族のかたなどが代筆してください。
- (2) 最初から1問ずつ、該当する全部の質問にお答えください。
- (3) 質問の内容に従い、あてはまる番号に○をつけてください。
- (4) 各質問において「その他」を選ばれた場合は、項目の右の()内にその内容を具体的に記入してください。
- (5) 回答にあたって、お答えになりたくない項目については、無理にお答えくださる必要はありません。

あなた（あて名のご本人）のことについて、うかがいます。

【アンケートを統計的に処理するために必要なものです。】

問1 あなたの性別をお答えください。[1つに○]

1. 男性

2. 女性

3. その他・回答しない

問2 あなたの年齢（令和5年●月●日現在）をお答えください。[1つに○]

1. 20歳代 or 18～29歳 ?

4. 50歳代 or 50～59歳

2. 30歳代 or 30～39歳

5. 60歳代 or 60～69歳

3. 40歳代 or 40～49歳

6. 70歳以上

対象に
合わせます

問3 あなたの職業を教えてください。[1つに○]

1. 農業・商工自営業・自由業

5. 学生

2. 会社員・公務員・団体職員

6. 無職

3. パート・アルバイト

7. その他 ()

4. 家事従事（専業主婦・主夫など）

障害者福祉への関心などについて、うかがいます。

問4 あなたは、障害のある方の問題について関心を持っていますか。[1つに○]

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 非常に関心がある | 3. あまり関心がない |
| 2. ある程度関心がある | 4. まったく関心がない |



問5 どのような理由から、関心をお持ちですか。[あてはまるものすべてに○]

1. 自分の身内や近隣に障害のある方がいるから
2. 障害のある方のボランティア活動を行っている、もしくは行いたいと思っているから
3. 自分自身、福祉に関係する職業に就いているから
4. 最近、テレビや雑誌などで障害のある方に関することを目にしたり、耳にしたりするから
5. 市・県・国等の広報で、障害に関することを目にするから
6. 特にない
7. その他 ()

すべての方にお聞きします。

ボランティア活動について、うかがいます。

問6 個人の意思や自発性に基づき、地域や社会のために労力・技術などを提供する社会活動として「ボランティア活動」があります。そのような活動のうち、障害のある方やお年寄りのお世話をするなどの福祉関係ボランティア活動に関心がありますか。
[1つに○]

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 非常に関心がある | 3. あまり関心がない |
| 2. ある程度関心がある | 4. まったく関心がない |

問7 あなたは、障害のある方やお年寄りのお世話をする社会福祉活動などの福祉関係のボランティア活動をしたことがありますか。[1つに○]

1. 現在、活動している → 問8と9へ
2. 以前、活動したことがあるが、現在はしていない → 問10へ
3. 活動したことがない → 問11へ

問7で「1」を選んだ方

問8 どのような活動をしていますか。[あてはまるものすべてに○]

1. 相談や安否確認
2. 家事や買い物など日常生活の援助
3. 福祉施設での手伝い
4. スポーツ・レクリエーション・リハビリテーションの指導・介助
5. 手話・要約筆記活動
6. 点訳・朗読活動
7. ミニコミ誌や絵本、福祉マップ等の制作・創作活動
8. 専門技能を活かした教育・学習・指導活動
9. その他 ()

問9 今後も活動を継続していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。
[1つに○]

1. 活動の場の確保
2. 市の広報紙やホームページによる活動内容の紹介
3. ボランティアを必要とする人の把握
4. ボランティアへの参加を増やすための講座や研修会の開催
5. 活動の質を向上させるための講座や研修会の開催
6. 小学生や中学生、高校生によるボランティア活動の充実
7. その他 ()

問13に進んでください。

問7で「2」を選んだ方

問10 現在活動していない理由は何ですか。[あてはまるものすべてに○]

1. 仕事や家事が忙しくて時間が取れない
2. 小さな子どもや介護を必要とする家族がいる
3. 健康に自信がない
4. 活動するきっかけがつかめない
5. 身近にグループや仲間がいない
6. 活動のための費用がない
7. 資格・技術がない
8. 家族や職場の理解が得られない
9. 興味の持てる活動がない
10. そのような活動は、本来行政がやるべきものだと思うから
11. ボランティア活動はしたくない
12. その他（ ）

問13に進んでください。

問7で「3」を選んだ方

問11 今後、あなたは福祉関係のボランティア活動をしたいと思いますか。[1つに○]

1. ぜひ活動したい
 2. できれば活動したい
 3. あまり活動したいと思わない
 4. まったく活動したいと思わない
 5. わからない



問12 どのようなボランティア活動をしたいと思いますか。[あてはまるものすべてに○]

1. 相談や安否確認
2. 家事や買い物など日常生活の援助
3. 福祉施設での手伝い
4. 休日などに障害児の遊び相手をする
5. 障害のある方の交流イベントなどへの手伝い
6. スポーツ・レクリエーション指導・援助
7. 手話・要約筆記活動
8. 点訳・朗読活動
9. ミニコミ誌や絵本、福祉マップ等の制作・創作活動
10. 音楽や芸術など自分の趣味や活動を通じた交流など
11. 専門的技術を活かした教育・学習活動
12. 外出の介助・付き添い
13. その他（

問15 施設や病院に入所・入院している障害のある方が、退所・退院して地域の中で生活できるような環境づくりを進めています。もし、障害のある方があなたの近所に引っ越してきたとしたら、同じ地域の住民としてどのように考えますか。[1つに○]

1. できることがあれば、手助けや協力をしたい
2. 手助けはあまりできないが、ふつうに近所付き合いができると思う
3. あまり近所付き合いはしないと思う
4. わからない
5. その他（ ）

問16 障害のある方に対する理解を、より深めるために必要なことは何だと思いませんか。
[3つ以内で○]

1. 障害のある方の生活や抱えている問題などについて、理解しやすいように知らせる
2. 子どものときから、障害について正しく教えたり、ふれあう機会をつくる
3. 障害のある方が自由に外出できるようなまちづくりを進める
4. 障害のある方の就業の場を広げる
5. 障害のある方が利用する施設は、地域住民にも開放して交流できるようにする
6. わからない
7. その他（ ）

障害者福祉についてのご意見、ご提案などがありましたら、自由にお書きください。

以上で質問は終わります。ご協力ありがとうございました。

水戸市障害者計画改定のためのアンケート ご協力のお願い

あいさつ文

令和5年●月

(仮) インターネット回答併用を
想定したものです

水戸市長 高橋 靖

回答方法は2つあります。どちらかを選んで回答してください。

①調査票に記入して回答

調査票の記入が終わりましたら、
同封の返信用封筒に入れて
投かんしてください。

②インターネットでの回答

右のQRコードを読み取るか、
URLにアクセスし、
回答ページにお入りください。

QR
コード

【URL】https://*****

調査票を返送する必要はありません。

アンケートの回答は、令和5年●月●日(●)までにお願いします。

～ お問い合わせ先 ～

水戸市福祉部障害福祉課

電話 029(350)8053 FAX 029(221)4447

～ 記入についてのお願い ～

- (1) この調査は、所属やお名前を書く必要はありません。個人の秘密は守られますので、ふだん思っていることをありのままにお答えください。
- (2) 回答は、あてはまる番号に○をつけていただくところと、お答えを記入していただくところがあります。「その他」を選ばれた場合は、項目の右の（ ）内にその内容を具体的に記入してください。
- (3) 記述式の項目が多くなっておりますが、お手数でも、ボールペンや鉛筆でご意見のご記入をお願いいたします。
- (4) 回答にあたって、お答えになりたくない項目については、無理にお答えくださる必要はありません。

あなたご自身のことについて、うかがいます。

【アンケートを統計的に処理するために必要なものです。】

問1 あなたの性別をお答えください。[1つに○]

1. 男性

2. 女性

3. その他・回答しない

問2 あなたの年齢（令和5年●月●日現在）をお答えください。[1つに○]

1. ~~20歳未満~~ 29歳以下

4. 50歳代 or 50～59歳

~~2. 20歳代~~

5. 60歳代 or 60～69歳

2. 30歳代 or 30～39歳

6. 70歳以上

3. 40歳代 or 40～49歳

問3 あなたは今の事業所（職場）で働きはじめて、どれくらいになりますか。

[1つに○]

1. 3年未満

4. 10～20年未満

2. 4～5年未満

5. 20年以上

3. 5～10年未満

問4 あなたが現在働いている事業所（職場）は次のどれにあたりますか。いくつかある場合は、主なものをお答えください。〔1つに○〕

1. 入所施設
2. 障害児の通所施設
3. 通所施設（生活介護）
4. 通所施設（就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）
5. 通所施設（機能訓練、生活訓練）
6. グループホーム—ケアホ—ム
7. 短期入所
8. 居宅介護などのヘルパー事業所
9. 相談支援事業所
10. その他（

水戸市の障害者福祉施策のあり方について、うかがいます。

問5 福祉に関する情報の入手について、障害者にとって障壁となっていることは、どのようなことだと思いますか。〔主なものを2つ以内で○〕

1. どこに情報があるかわからない
2. 情報の内容がむずかしい
3. 点字版、録音テープ、音声コードなどによる情報提供が少ない
4. パソコン・スマホなどの使い方がわからないため、インターネットが利用できない
5. パソコン・スマホなどを持っていないため、インターネットが利用できない
6. 特になし
7. その他（ ）

問6 障害者への福祉に関する情報提供体制について、どのように評価しますか。

[1つに○]

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 評価できる | 4. あまり評価できない |
| 2. まあまあ評価できる | 5. 評価できない |
| 3. どちらともいえない | |

問7 障害者への相談支援体制について、どのように評価しますか。[1つに○]

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 評価できる | 4. あまり評価できない |
| 2. まあまあ評価できる | 5. 評価できない |
| 3. どちらともいえない | |

問8 障害者への防災対策について、どのようなことに力を入れるべきと思いますか。

[主なものを2つ以内で○]

- | | |
|------------------------------------|--|
| 1. 防災に役立つ知識の普及 | |
| 2. 緊急情報の提供 | |
| 3. 障害のある方やお年寄りなど災害時要援護者に対する支援方法の普及 | |
| 4. 災害時要援護者に関する情報の共有や地域の協力体制の確立 | |
| 5. 避難訓練や救助訓練の実施 | |
| 6. 避難場所・施設の環境整備 | |
| 7. 安否を確認できる体制づくり | |
| 8. 被害や復旧に関する相談窓口 | |
| 9. 特にない | |
| 10. その他 () | |

問9 障害者が地域や社会に積極的に参加できるようにするため、特に大切なことはどのようなことだと思いますか。〔主なものを2つ以内で○〕

1. 参加しやすい機会、場所、仲間
2. 使いやすい施設整備
3. 移動困難な方に配慮した交通機関や道路の整備
4. 外出を支援する移送サービス
5. 地域社会の人が受け入れるような広報や福祉教育
6. 参加を支援するボランティアの育成
7. さまざまなメディアを通じた情報提供
8. 手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援
9. 人々の障害者に対する理解
10. 家族が積極的に社会に出すようにする
11. 障害者自身が積極性を持つ
12. 特にない
13. その他（ ）

問10 水戸市の地域において、障害への理解は深まっていると感じますか。[1つに○]

1. かなり深まっている 4. あまり深まっていない
2. まあまあ深まっている 5. まったく深まっていない
3. どちらともいえない

問11 今後、力を入れるべき取り組みは、どのようなことだと思いますか。

[主なものを3つ以内で○]

1. ホームヘルパーの派遣
2. 外出のためのヘルパーの派遣
3. 介護を行うための福祉施設の確保
4. 機能訓練や生活訓練の場の確保
5. 入所施設の整備
6. ボランティアの派遣
7. 相談支援
8. 障害者に関する理解を促す活動
9. 通院のための交通費などの助成
10. 住宅の家賃助成制度
11. 財産の管理など権利擁護のための制度
12. 訪問診療や訪問看護など
13. 食事を届けてくれるサービス
14. デイケアの整備
15. ショートステイ（一時的に入所できるところ）
16. 福祉施設での就労の場の確保
17. 障害者が文化活動、スポーツ活動ができるところ
18. グループホームの整備
19. 障害者が利用しやすい公共施設の整備
20. 仕事や創作活動、相談などを行う地域活動支援センター
21. 障害者同士のいこいの場の整備
22. 特にない
23. その他（）

問12 水戸市の障害者福祉施策について、いま力を注ぐべきことは何か、事業所での仕事の実績と経験を踏まえ、分野ごとに、あなた自身の率直なお考えをお書きください。

(1) 障害者への差別解消や権利擁護、虐待の防止について

(2) 防災対策やバリアフリーのまちづくりについて

(3) 障害者に配慮した情報提供や意思疎通支援について

(4) 医療環境の充実や退院後の支援について

(5) 相談支援体制やサービスの充実について

(6) 障害児への支援やインクルーシブ教育について

(7) 障害者の就労支援について

(8) 芸術・文化・スポーツや余暇活動について

その他、水戸市が障害者施策を推進していくうえでのあるべき姿、または、ご意見、ご提案などがありましたら、自由にお書きください。

以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

水戸市障害者計画改定のためのアンケート ご協力のお願い

あいさつ文

令和5年●月

(仮) インターネット回答併用を
想定したものです

水戸市長 高橋 靖

回答方法は2つあります。どちらかを選んで回答してください。

①調査票に記入して回答

調査票の記入が終わりましたら、
同封の返信用封筒に入れて
投かんしてください。

②インターネットでの回答

右のQRコードを読み取るか、
URLにアクセスし、
回答ページにお入りください。

QR
コード

【URL】https://*****

調査票を返送する必要はありません。

アンケートの回答は、令和5年●月●日(●)までにお願いします。

～ お問い合わせ先 ～

水戸市福祉部障害福祉課

電話 029(350)8053 FAX 029(221)4447

～ 記入についてのお願い ～

- (1) 回答は、経営者ご本人や経営に携わっておられる方がお答えくださいますようお願いいたします。
- (2) この調査は、事業者名やお名前を書く必要はありません。個人の秘密は守られますので、ふだん思っていることをありのままにお答えください。
- (3) 回答は、あてはまる番号に○をつけていただくところと、お答えを記入していただくところがあります。「その他」を選ばれた場合は、項目の右の（ ）内にその内容を具体的に記入してください。
- (4) 回答にあたって、お答えになりたくない項目については、無理にお答えくださる必要はありません。

サービスの内容について、うかがいます。

問1 貴事業所で実施しているサービスの種類と対象者をお答えください。

(1)～(30)以外で実施しているものは、「その他」に記入してください。

サービスの種類 [実施しているサービスの番号すべてに○]	対象者 [実施している対象の番号すべてに○]				
	身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	障害児	難病患者
(1) 居宅介護	1	2	3	4	5
(2) 重度訪問介護	1	2	3	4	5
(3) 同行援護	1	2	3	4	5
(4) 行動援護	1	2	3	4	5
(5) 重度障害者等包括支援	1	2	3	4	5
(6) 短期入所	1	2	3	4	5
(7) 療養介護	1	2	3	4	5
(8) 生活介護	1	2	3	4	5
(9) 施設入所支援	1	2	3	4	5
(10) 自立訓練（機能訓練）	1	2	3	4	5
(11) 自立訓練（生活訓練）	1	2	3	4	5
(12) 就労移行支援	1	2	3	4	5
(13) 就労継続支援A型	1	2	3	4	5
(14) 就労継続支援B型	1	2	3	4	5
(15) 就労定着支援	1	2	3	4	5
(16) 自立生活援助	1	2	3	4	5
(17) 共同生活援助	1	2	3	4	5
(18) 児童発達支援	1	2	3	4	5
(19) 医療型児童発達支援	1	2	3	4	5
(20) 放課後等デイサービス	1	2	3	4	5
(21) 居宅訪問型児童発達支援	1	2	3	4	5
(22) 保育所等訪問支援	1	2	3	4	5
(23) 福祉型障害児入所施設	1	2	3	4	5
(24) 医療型障害児入所施設	1	2	3	4	5
(25) 計画相談支援・障害児相談支援	1	2	3	4	5
(26) 地域相談支援（地域移行支援）	1	2	3	4	5
(27) 地域相談支援（地域定着支援）	1	2	3	4	5
(28) 日中一時支援事業	1	2	3	4	5
(29) 移動支援事業	1	2	3	4	5
(30) 地域活動支援センター	1	2	3	4	5
(31) その他（ ）	1	2	3	4	5
(32) その他（ ）	1	2	3	4	5

問2 現在提供しているサービスについて、独自に工夫を凝らし、実践していることがありますか。よろしければ、その内容をお書きください。

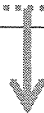
サービスの現状と評価について、うかがいます。

問3 貴事務所が障害者に対する各種サービスを提供してきた中で、どのような問題がありましたか。[3つ以内で○]

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1. 利用申し込みが少ない | 6. 固定費の負担が大きい |
| 2. 苦情が多い | 7. 行政との連携が取れない |
| 3. 職員の能力が育たない | 8. 事業所間の競争が激しい |
| 4. 職員の疲労が激しい | 9. 特にない |
| 5. サービス効率が悪い | 10. その他（ ） |

問4 貴事業所のサービスは、利用者の需要（希望）に対して足りていると思いますか。
[1つに○]

- | | | |
|------------|-------------|----------|
| 1. 足りている | 3. やや不足している | 5. わからない |
| 2. ほぼ足りている | 4. 不足している | |



問5 利用者の需要（希望）に対してサービスが不足していると思う場合、今後どのように対応したら良いと思いますか。（地域性、利用者の希望など自由に記入してください）

すべての方にお聞きします。

問6 貴事業所が提供しているサービスの質・内容について、利用者はどのように受け取っていると思いますか。[1つに○]

- | | |
|--------------|-----------|
| 1. 満足していると思う | 3. 不満だと思う |
| 2. どちらともいえない | |

サービス提供の方向性について、うかがいます。

問7 今後、貴事業所では障害者サービスの体制を拡充する予定はありますか。[1つに○]

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1. 拡充の予定がある、または拡充したい | 2. 特に拡充の予定はない |
|----------------------|---------------|

↓
問8へ

↓
問9へ

問7で「1. 拡充の予定がある、または拡充したい」を選んだ方

問8 それはどのようなサービスですか。

(1) ~ (30) 以外のサービスであれば、「その他」に記入してください。

サービスの種類 [サービスの番号すべてに○]	対象者 [対象の番号すべてに○]				
	身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	障害児	難病患者
(1) 居宅介護	1	2	3	4	5
(2) 重度訪問介護	1	2	3	4	5
(3) 同行援護	1	2	3	4	5
(4) 行動援護	1	2	3	4	5
(5) 重度障害者等包括支援	1	2	3	4	5
(6) 短期入所	1	2	3	4	5
(7) 療養介護	1	2	3	4	5
(8) 生活介護	1	2	3	4	5
(9) 施設入所支援	1	2	3	4	5
(10) 自立訓練（機能訓練）	1	2	3	4	5
(11) 自立訓練（生活訓練）	1	2	3	4	5
(12) 就労移行支援	1	2	3	4	5
(13) 就労継続支援A型	1	2	3	4	5
(14) 就労継続支援B型	1	2	3	4	5
(15) 就労定着支援	1	2	3	4	5
(16) 自立生活援助	1	2	3	4	5
(17) 共同生活援助	1	2	3	4	5
(18) 児童発達支援	1	2	3	4	5
(19) 医療型児童発達支援	1	2	3	4	5
(20) 放課後等デイサービス	1	2	3	4	5
(21) 居宅訪問型児童発達支援	1	2	3	4	5
(22) 保育所等訪問支援	1	2	3	4	5
(23) 福祉型障害児入所施設	1	2	3	4	5
(24) 医療型障害児入所施設	1	2	3	4	5
(25) 計画相談支援・障害児相談支援	1	2	3	4	5
(26) 地域相談支援（地域移行支援）	1	2	3	4	5
(27) 地域相談支援（地域定着支援）	1	2	3	4	5
(28) 日中一時支援事業	1	2	3	4	5
(29) 移動支援事業	1	2	3	4	5
(30) 地域活動支援センター	1	2	3	4	5
(31) その他（ ）	1	2	3	4	5
(32) その他（ ）	1	2	3	4	5

すべての方にお聞きします。

問9 今後のサービスの体制の方向性についてお答えください。[1つに○]

- | | |
|------------|-------------|
| 1. 職員を増員する | 6. 職員を減らす |
| 2. 定員を増やす | 7. 事業所を閉鎖する |
| 3. 施設を拡大する | 8. わからない |
| 4. 現状を維持する | 9. その他 |
| 5. 定員を減らす | () |

水戸市が障害者施策を推進していくうえでのあるべき姿、または、ご意見、ご提案などがありましたら、自由にお書きください。

以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

障害福祉サービス等に係る総量規制実施方針について

本市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に定める障害福祉サービス及び障害者支援施設並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める障害児通所支援（以下「障害福祉サービス等」と総称する。）について、サービスの供給量が必要量を上回ることによるサービスの質の低下を防止するため、令和2年9月に障害福祉サービス等に係る総量規制実施方針を定め、同年10月から総量規制を実施している。

また、障害福祉サービス等に係る総量規制実施方針については、適宜見直すこととしており、今般、利用者のニーズや県の動向を反映させる必要が生じたことから、下記のとおり新たに策定し、令和5年10月1日から適用することとする。

記

- 1 水戸市障害福祉サービス等に係る総量規制実施方針（案） 別紙のとおり

別紙

水戸市障害福祉サービス等に係る総量規制実施方針（案）

1 総量規制の目的

障害福祉サービス等の適正な量を確保し、質の高いサービスを利用者に提供するため。

2 総量規制の実施対象である障害福祉サービス等

- (1) 生活介護
- (2) 就労継続支援 A 型
- (3) 就労継続支援 B 型
- (4) 障害者支援施設
- (5) 児童発達支援
- (6) 放課後等デイサービス

3 障害者総合支援法及び茨城県における総量規制に係る実施基準等

障害者総合支援法等及び茨城県は、総量規制に係る実施基準等を次のように定めている。

(1) 障害者総合支援法等

障害福祉サービス等の種別ごとのサービス量が、障害福祉計画・障害児福祉計画に示す必要な量に達しているか、又は必要な量を超過することが認められるとき、その他障害福祉計画等の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき。（障害者総合支援法第 36 条第 5 項及び児童福祉法第 21 条の 5 の 15 を要約）

(2) 茨城県

障害者支援施設に係る指定指針（令和 3 年 4 月 1 日）（抜粋）

2 基本的な考え方

(1) 県全体

障害者支援施設における定員数は、県全体で抑制していく。

(2) 障害福祉圏域

障害福祉施設を開設する障害福祉圏域において、入所定員を超える入所サービス利用見込人数が認められる場合に障害者支援施設の指定をすることとし、県内の定員数の均てん化を図る。

4 その他

○中核市（水戸市）との連携

本指針については、中核市における障害者支援施設の指定権者となる水戸市と連携し進める。

◎障害福祉圏域での定員・見込量

障害福祉圏域	入所定員（R5）	利用見込（R5）	差引
水戸	1,103 人	584 人	519 人超過

4 水戸市における実施基準

水戸市における障害福祉サービス等に係る総量規制の実施基準は、3に示す障害者総合支援法等及び茨城県が定める基準を基本としつつ、障害福祉サービス等の利用実態を示す指標である「月当たりの平均利用者数（以下「実績値」という。）」を反映するものとし、次のとおりとする。

水戸市障害福祉サービス等に係る総量規制の実施基準

水戸市内に所在する障害福祉サービス等事業所に係る種別ごとの合計定員数（a）が、水戸市障害福祉計画・障害児福祉計画に示す計画値（b）若しくは実績値（c）のいずれが多い方に達しているとき、又は計画値（b）若しくは実績値（c）のいずれが多い方を超過することが認められるときに総量規制を実施する。

なお、就労継続支援A型については、利用者と事業者とが雇用契約を締結した上で利用することを原則とするサービスであり、利用者の経済的自立の促進が期待できることから、総量規定の対象外とする。

5 総量規制の実施対象である障害福祉サービス等の状況

種別	合計定員数 (a)	2023 年度計画値 (b)	2022 年度実績値 (c)
生活介護（施設入所支援と一体的に実施するものを除く。）	678	574	473
就労継続支援A型（※）	298	220	205
就労継続支援B型	1,322	753	763
障害者支援施設（施設入所支援＋生活介護）	837	274	266
児童発達支援	320	208	199
放課後等デイサービス	638	653	635

※ 就労継続支援A型は、4に示す「水戸市障害福祉サービス等に係る総量規制の実施基準」なお書のとおり、総量規制の対象外である。

6 総量規制を実施する障害福祉サービス等

4及び5を踏まえ、総量規制を実施する障害福祉サービス等は次のとおりとする。

- (1) 生活介護（施設入所支援と一体的に実施するものを除く。）
- (2) 就労継続支援B型
- (3) 障害者支援施設
- (4) 児童発達支援

7 総量規制の例外的な取扱い

総量規制を実施する障害福祉サービス等であっても、本市の地域課題の解決に資する

と認める次に示す場合に限り、例外的に総量規制を適用しないものとする。

- (1) 強度行動障害がある者又は医療的ケアを要する者（重症心身障害児者を含む。）であって、在宅で生活している者にサービスを提供する場合
- (2) 利用者の工賃向上を図るため、農福連携に取り組む場合（就労継続支援B型に限る。）

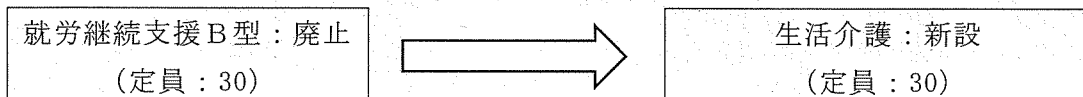
例：・農地を確保農業に取り組むもの

・農作業を請け負うもの

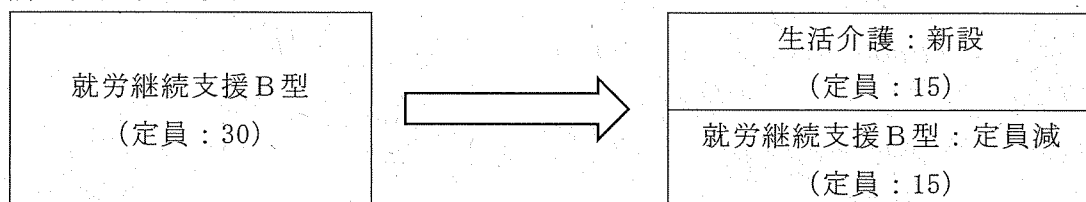
・農作物を事業所に持ち込み、事業所内で加工等をするもの

- (3) 高齢化、障害の重度化等により、就労継続支援B型を引き続き利用することが困難になりつつあるため、通い慣れた事業所において生活介護を利用することを希望する利用者のニーズを充足しようと生活介護事業所の設置等をする場合。ただし、就労継続支援B型に係る定員と生活介護に係る定員の合計数が、現行の就労継続支援B型に係る定員数を超えないこととする。

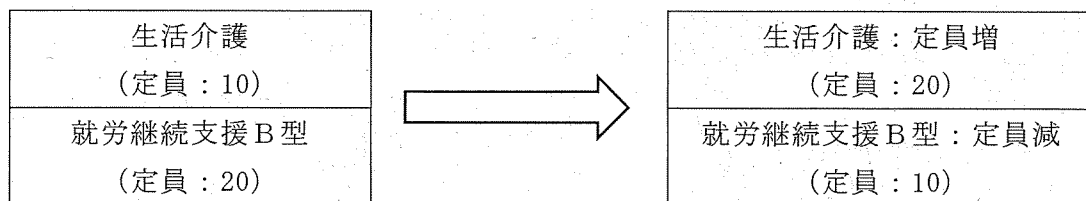
ア 就労継続支援B型事業所を廃止して、生活介護事業所を新設するもの



イ 就労継続支援B型事業所を、就労継続支援B型と生活介護からなる多機能型事業所に変更するもの



ウ 多機能型事業所を構成する就労継続支援B型に係る定員を減じて、生活介護に係る定員を増加しようとするもの



- (4) 地域共生社会の実現に資する取組みであると市長が認めた場合

8 総量規制の解除

総量規制を実施している障害福祉サービス等を新たに整備する必要がある場合には、障害福祉計画・障害児福祉計画にその量を示すものとする。

新たに整備（指定）する事業所については、公募の上、市が定める指標に基づいて選定するものとする。

9 適用日

この方針は、令和5年10月1日から適用する。なお、従前の方針は、廃止する。